

ゆきとどいた教育の実現に向け

教職員の健康と安全を守れ（声明）

2023年6月

働くもののいのちと健康を守る全国センター

政府・文部科学省は、教員勤務実態調査を2022年度に行い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）の改正に向けた検討を進めています。

いの健全国センターは、働く人の生活や健康が違法な長時間労働や有害な職場環境に侵されることを許すことはできません。

そもそも教職員も労働者の一員です。他の労働者と同じくそれぞれに生活があり、家族と過ごす時間も必要です。その時間が奪われるのですから、所定労働時間を超えて働く場合には、時間外手当が支給されることは当然です。しかし給特法は、時間外手当の支給を否定した上で正規の勤務時間を超える勤務等を限定し、教職調整額4%を支給することで時間外手当の代替をさせています。

現実の教員の働き方は、全教だけでなく文部科学省が行った勤務実態調査でも明らかなように、所定労働時間を大幅に超える時間外労働を余儀なくされています。全教の調査では、過労死ラインと呼ばれる月80時間以上の時間外労働をしている者が56.4%に上っています。何よりも早急に改善すべきことは、教員の健康や生命を脅かしている長時間過密労働の解消です。

政府・与党である自民党は、5月16日に「令和の教育人材確保に関する特命委員会」から提言を公表しました。この委員会は、「制度と給与や働き方を含めて（教員の勤務環境を）しっかり作る」ことを目的に発足したものです。

提言の主な内容は、教職調整額を4%から10%以上にすること、給料表に新たな級を創設すること、学級担任手当を創設すること、主任手当など諸手当を改善すること、デジタル化による業務の効率化を通じて、時間外在校等時間を月45時間以内とし、将来的には月20時間程度にすることなどとなっています。これでは、長時間労働を抑制にはつながらず、時間外勤務に対する手当支給を可能とするしくみづくりにも背を向けているといわざるを得ません。

こうした小手先の対応ではなく、教職員を増員することこそ求められています。しかし財務省は、主要先進諸国と比較して教員一人あたりの児童数が少ないとして、増員を否定しています。これでは現実の職場で起きている長時間過密労働の解消が図れないだけでなく、労働者に対する雇用主責任を蔑ろにするものです。

いの健全国センターは、教職員の健康と安全を守るため、次の事項を実現するよう求めます

- ① 教職員の過労死ラインを超えた長時間労働を直ちになくすこと
- ② 給特法を改正して時間外勤務手当を支給できるようにすること
- ③ 持ち授業時間数等を軽減できる教職員の増員すること
- ④ これらを実現できる教育予算を大幅に増やすこと

そのために、共同を広げる一翼を担い、奮闘する決意です。

以上。